

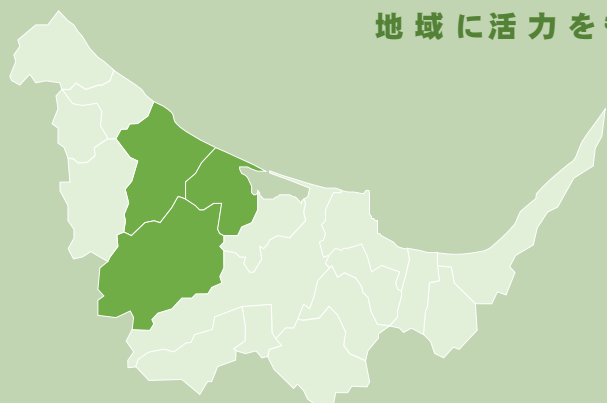
北海道オホーツク地域等 公共交通利便増進実施計画

【遠軽町・湧別町・紋別市方面】



2025 ▶ 2028

いつまでも住み続けられ、
交流人口の拡大に寄与し
地域に活力をもたらす地域公共交通の実現



令和7年(2025年) 8月

北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会

目次

第1章 計画の概要	2
1 策定の目的.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 実施予定期間.....	3
4 実施区域.....	3
第2章 最適化の方向性	5
1 「北海道オホーツク地域等公共交通計画」における将来像、基本方針、目標.....	5
2 対象エリアにおける広域交通（路線バス）の維持・確保の方針.....	6
3 対象エリアの状況.....	7
4 対象エリアにおける最適化の方向性.....	10
第3章 利便増進事業の内容・実施主体	12
1 利便増進計画の全体像.....	12
2 利便増進事業の内容.....	14
3 その他の取組の内容.....	17
4 事業の実施主体と予定期間.....	18
第4章 事業の効果	20
第5章 地方公共団体による支援の内容	22
第6章 事業実施に必要な資金の額と調達方法	24
資料編	26

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

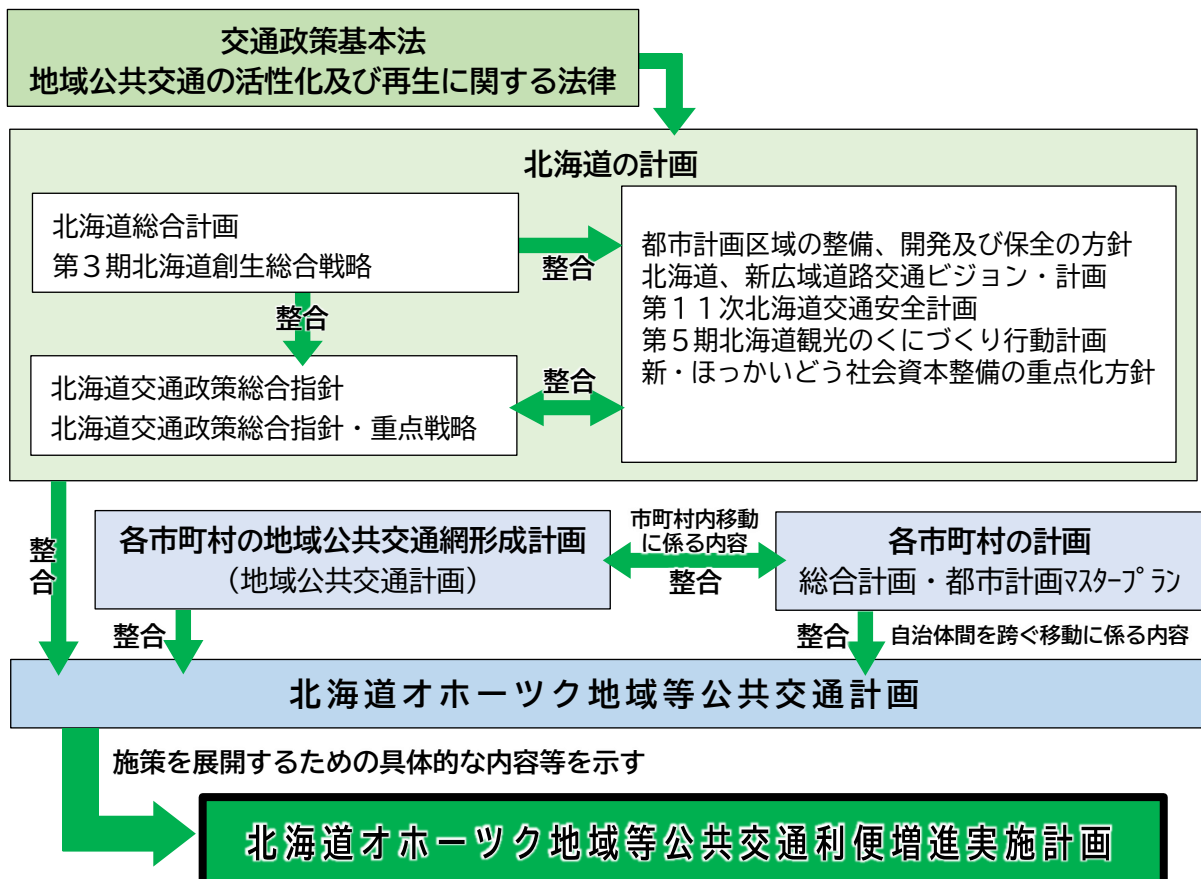
1 策定の目的

オホーツク地域では、将来においても地域住民の日常生活を支える移動手段を確保するため、行政と事業者や関係者が連携・協力し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づく「北海道オホーツク地域等公共交通計画」を令和5年3月に策定するとともに、令和6年7月と令和7年6月に改訂を行い、地域公共交通利便増進事業の実施を位置づけました。

北海道オホーツク地域等公共交通利便増進実施計画(以下、「本計画」という。)は、「北海道オホーツク地域等公共交通計画」に定めた施策を展開するにあたり、地域のニーズにきめ細かく対応し、利便性の高い輸送サービスの持続可能な提供や、事業の実施に係る確実性や円滑化を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき作成され、北海道の上位・関連計画及び各市町村の地域公共交通計画・関連計画等と整合されている「北海道オホーツク地域等公共交通計画」を実現するための実施計画です。



3 実施予定期間

本計画は、北海道オホーツク地域等公共交通計画に基づき実施するものであるため、本計画の計画期間は、北海道オホーツク地域等公共交通計画に合わせ、令和10年9月末までとします。

なお、事業の進捗や地域公共交通を取り巻く状況の変化に応じて、適宜、見直しを図ります。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
北海道オホーツク地域等公共交通計画	→					
北海道オホーツク地域等公共交通利便増進実施計画 (遠軽町・湧別町・紋別市方面)			→ 実施 検証・見直し			

4 実施区域

本計画の実施区域は、オホーツク地域の遠軽町、湧別町、紋別市とします。

本計画を実行性のある計画として、着実に進めるため、地域ごとに実施することが重要と考え、北海道オホーツク地域公共交通計画に基づくワーキンググループでの協議状況を踏まえ「遠軽町・湧別町・紋別市エリア」で先駆的に進めることとしました。

本計画では、各種事業を推進することで、利便性の高い持続可能な輸送サービスの確保を目指します。

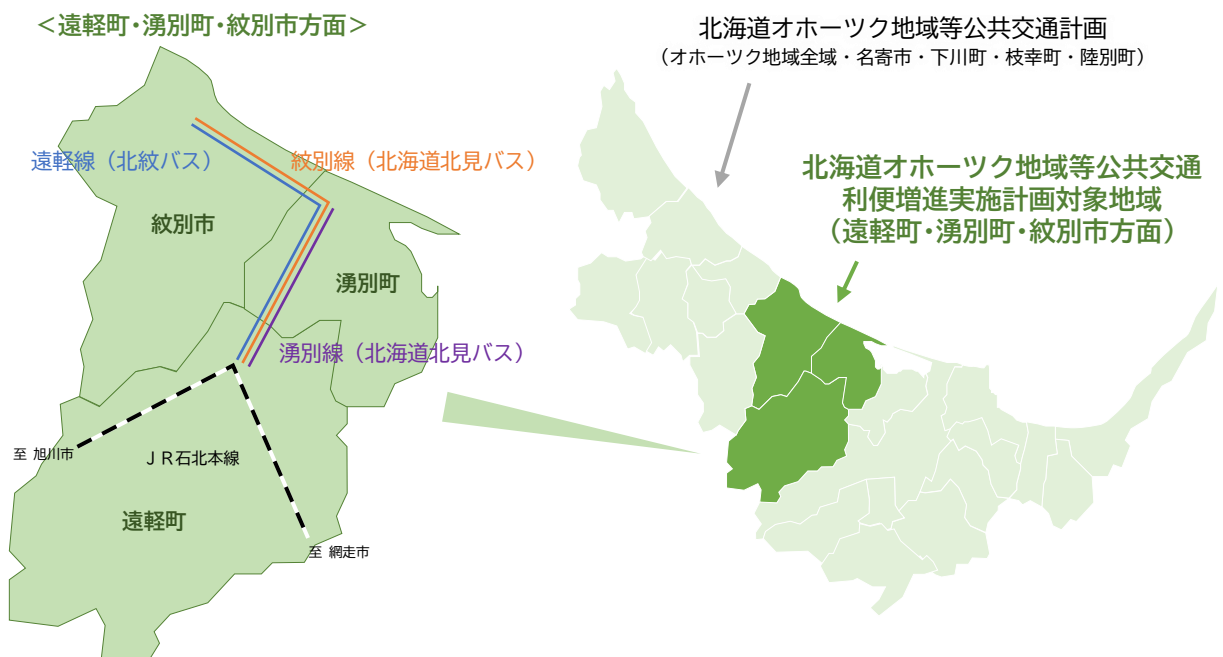


図 1 本計画の対象エリアの概要

第2章 最適化の方向性



第2章 最適化の方向性

1 「北海道オホーツク等地域公共交通計画」における将来像、基本方針、目標

北海道オホーツク等地域公共交通計画では、地域全体の公共交通における課題を設定しています。

背景・問題点	課題
移動ニーズの変化	⇒ 通院・通学等の市町村の範囲を超えた移動ニーズへの対応 ⇒ 持続可能な運行体制の確立
輸送資源のひっ迫	⇒ 事業者間、交通モード間等の連携

3つの公共交通の課題を解決するため、将来像を設定し、その実現に向けた基本方針及び目標を次のとおり定めています。

目指す
将来像

いつまでも住み続けられ、交流人口の拡大に寄与し
地域に活力をもたらす地域公共交通の実現

公共交通の課題

移動ニーズへの対応

持続可能な運行体制の確立

事業者間、交通モード間等
の連携

基本方針

広域の移動手段となる地域公共交通を将来にわたり維持確保するため、
利用促進に取り組むとともに交通体系の最適化を図りつつ、輸送資源を総動員する

目標

人・地域を支える
持続的な公共交通ネットワークの構築

事業者等の連携による
移動の円滑化と公共交通の利用促進

2 対象エリアにおける広域交通(路線バス)の維持・確保の方針

北海道オホーツク地域等公共交通計画にて、基本方針や目標を踏まえ、対象エリア（遠軽町・湧別町・紋別市エリア）の広域交通（路線バス）の維持・確保の方針を次のとおり設定しています。

方面	路線名	役割	維持・確保の方針
遠軽町・湧別町・紋別市 エリア	湧別線 【地域間幹線系統】 北海道北見バス(株) (R5 輸送量25.7人)	○湧別町と遠軽町を結び、 通学等の日常生活に利用	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進を図っていく。
	紋別線 【地域間幹線系統】 北海道北見バス(株) (R5 輸送量 14.0人)	○遠軽町と紋別市を結び、 通学等の日常生活に利用	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく。
	遠軽線 【地域間幹線系統】 北紋バス(株) (R5 輸送量 13.5 人)	○紋別市と遠軽町を結び、 通学等の日常生活に利用	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利用促進に取り組むほか、利用実態やニーズを踏まえ、最適化を図っていく。

3 対象エリアの状況

(1) 遠軽町・湧別町・紋別市エリアの公共交通ネットワーク

広域バス路線の湧別線、紋別線、遠軽線が並行して運行し、バスとバスが競合しており、特に、遠軽線と紋別線については、同経路を2社のバス会社がそれぞれ運行している状況です。

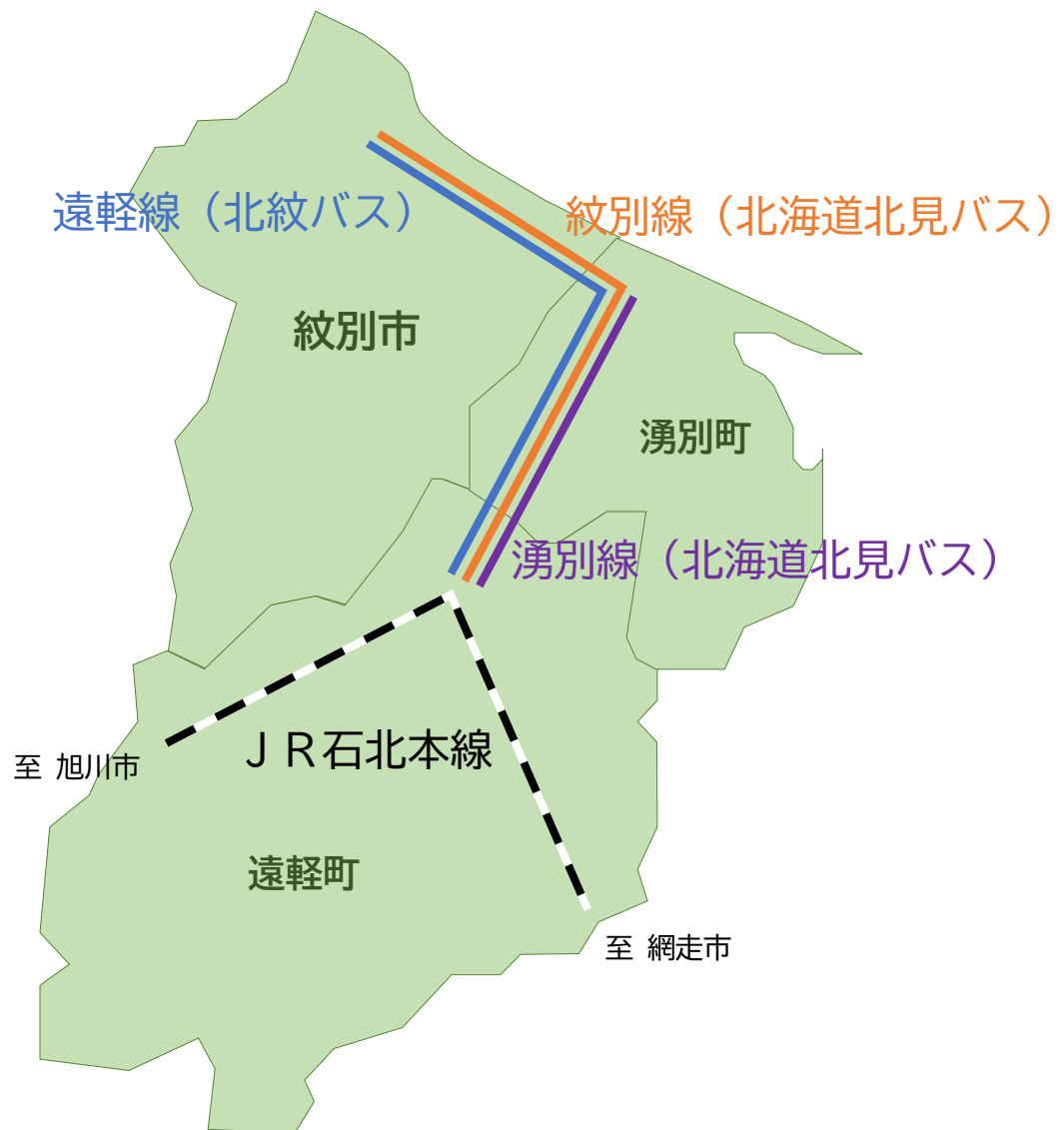


図 2-1 遠軽町・湧別町・紋別市エリアの主な公共交通ネットワーク

(3) 対象エリアのバス利用者の推移

平成30年度（2018年度）以降の利用者数の推移を見ると、沿線地域の人口減少や、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、利用者が減少していることがわかります。

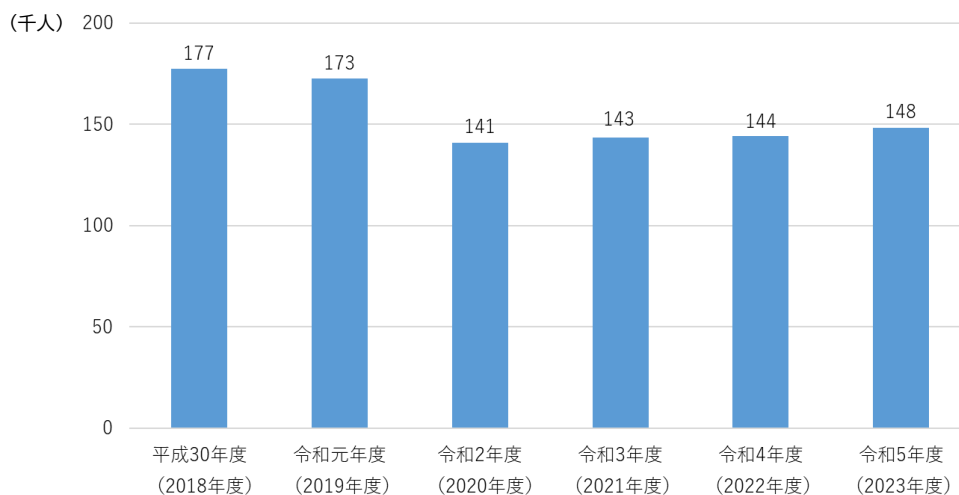


図 2-2 遠軽町・湧別町・紋別市エリアの対象系統の輸送人員の推移

出典：補助金申請資料（各年度の値は前年度の10月から9月までの値）

(4) 対象エリアのバスの収支状況の推移

平成30年度（2018年度）以降の収支状況の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響や、燃油価格の高騰などにより、収支率が悪化し続けていることがわかります。

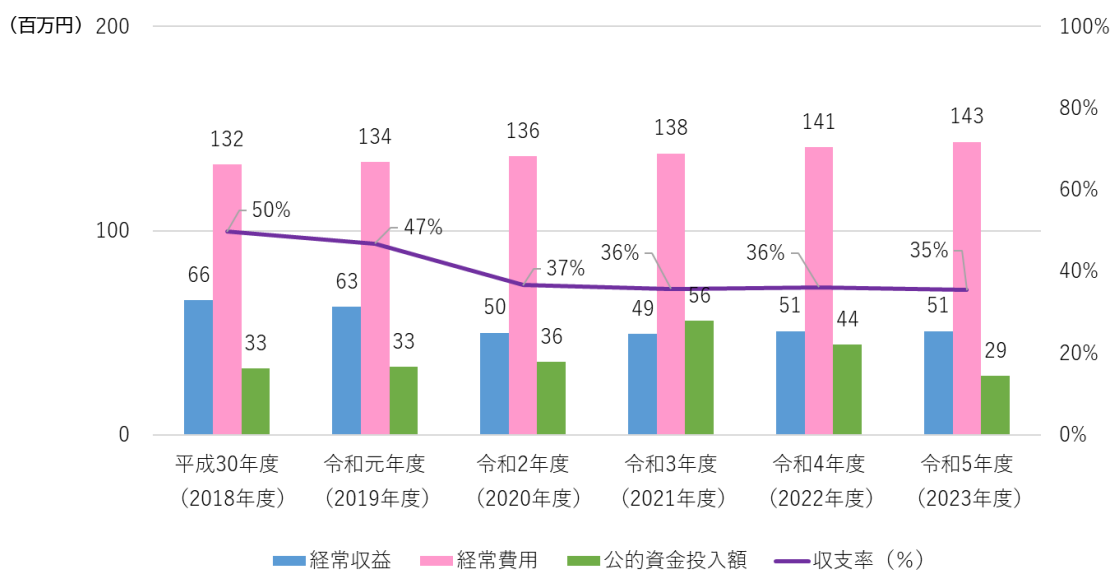


図 2-3 遠軽町・湧別町・紋別市エリアの対象系統の収支状況の推移

出典：補助金申請資料及び事業者提供資料（各年度の値は前年度の10月から9月までの値）

(5) 対象エリアにおける運転手の状況

対象システムの運行を担っている各運行事業者における運転手の年齢は 50～59 歳の割合が最も多く、50 歳以上の割合が、運転手全体の約 8 割以上を占めており、今後、運転手の高齢化による担い手不足が懸念されます。

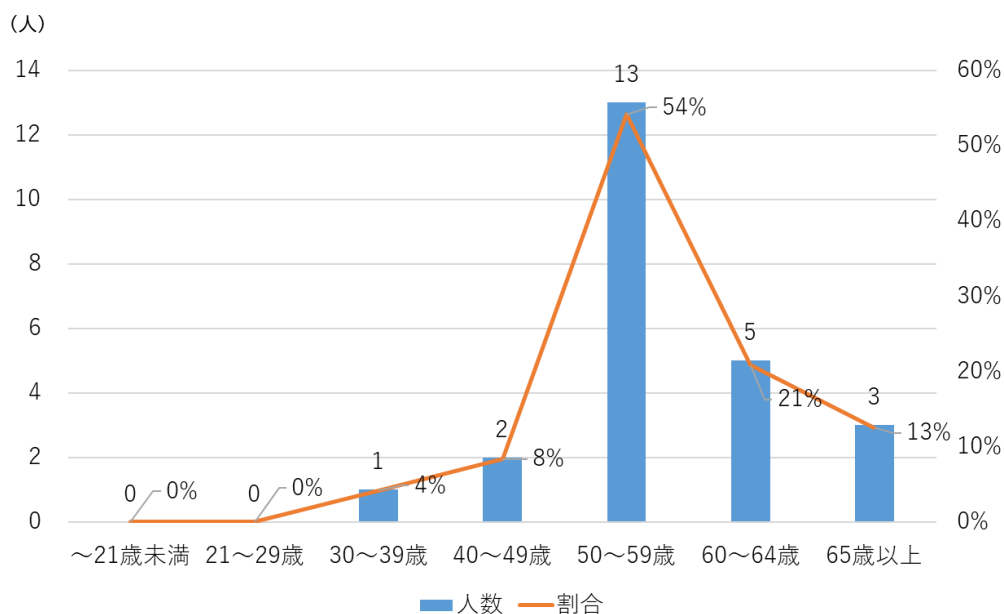


図 2-4 北紋バス株式会社における運転手数と年齢（令和 6 年 3 月末）

出典：事業者提供資料

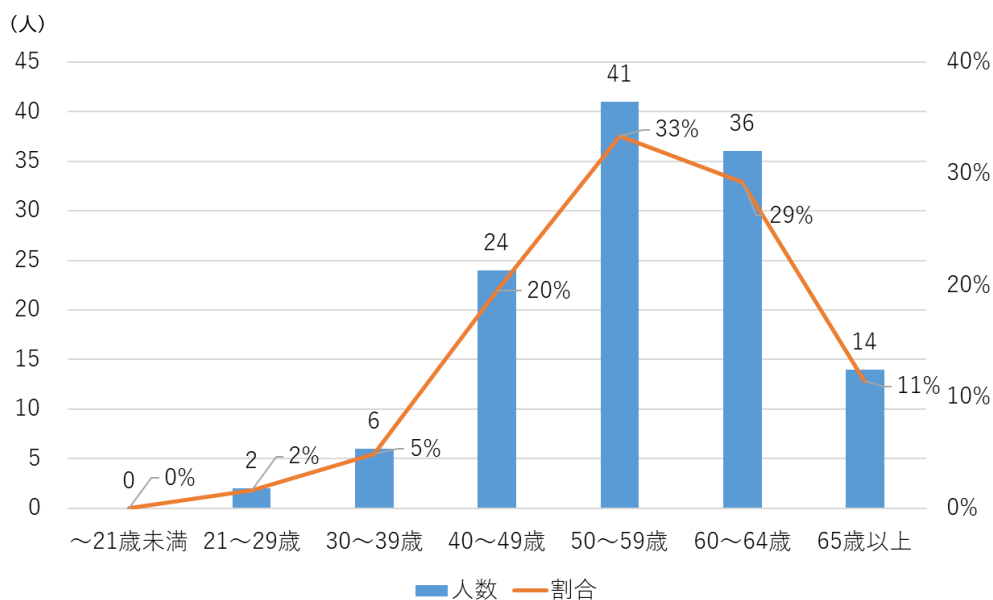


図 2-5 北海道北見バス株式会社における運転手数と年齢（令和 6 年 3 月末）

出典：事業者提供資料

4 対象エリアにおける最適化の方向性

対象エリアでは、全区間において広域バス路線間での競合がみられることから、本計画による最適化を図ることで、二重に必要となっていた車両や人材、管理費用などの削減のほか、運行ダイヤや経路の調整とともに交通結節点を設けることにより、運行効率化と利便性の向上を目指します。

こうした広域路線の最適化に加えて、各市町内のコミュニティ交通とも連携を図りながら、持続可能な形での広域的な公共交通ネットワークの確保を目指します。

エリア	最適化に向けた主なポイント
エリア全体	<ul style="list-style-type: none"> ○ バスとバスが並行して運行している ○ 2社のバス間での乗継ぎサービスはない
遠軽町 ～湧別町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠軽町から湧別町間で「3系統のバスが競合」している ○ 遠軽駅で「バスと鉄道が接続しない時間帯」がある
湧別町 ～紋別市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湧別町から紋別市間で「2系統のバスが競合」している ○ 湧別町において乗換を行うとした場合、湧別線と遠軽線や紋別線との乗継ぎサービスはない

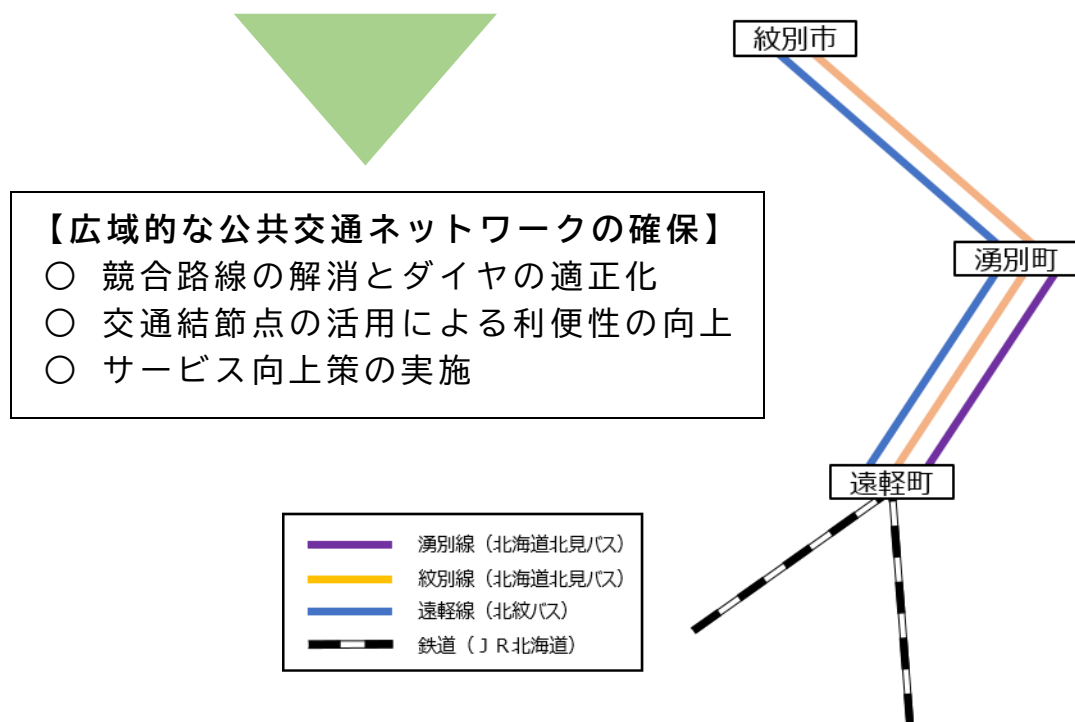


図 2-6 遠軽町・湧別町・紋別市エリアの主な公共交通ネットワークの概略

第3章 利便増進事業の内容・実施主体



第3章 利便増進事業の内容・実施主体

1 利便増進計画の全体像

(1) 北海道オホーツク地域等公共交通計画との関連性

本計画では、北海道オホーツク地域等公共交通計画で記載した5施策 13 の取組のうち4施策7の取組を“利便増進事業”として位置付け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、国の認定を受けて実施します。

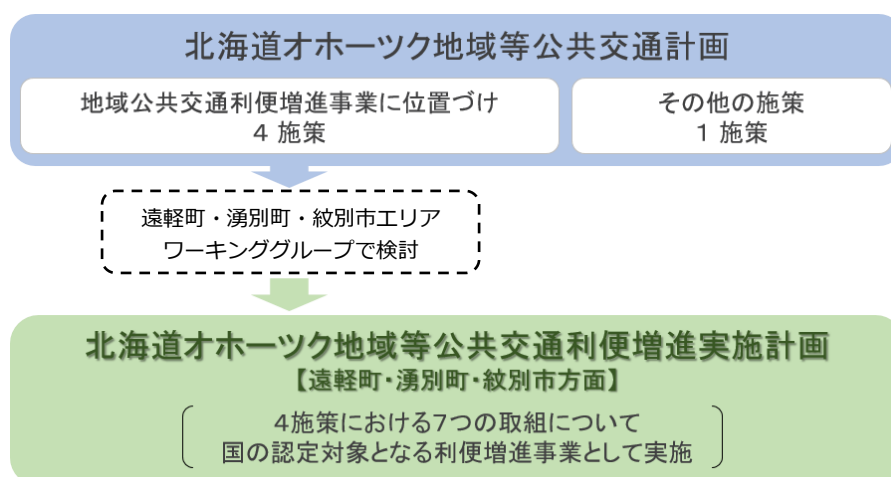


図 3-1 北海道オホーツク地域等公共交通計画と利便増進実施計画の関連性

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、国の認定対象となる利便増進事業は、以下に該当する事業。

- イ 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
 - (1) 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更
 - (2) 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業への転換
 - (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）への転換
 - (ii) 一の種類（路線バス・一般タクシー）の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換
 - (iii) 一の種類（定期航路事業）の旅客船から他の種類の旅客線（定期航路事業）への転換
 - (3) 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更
- ロ 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
 - (1) 利用者が期間、区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他これに類する運賃又は料金の設定
 - (2) 一定の運行間隔その他の一定の規則による運行回数又は運行時刻の設定
 - (3) 共通乗車船券（二以上の旅客運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各旅客運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるもの）の発行
- ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの

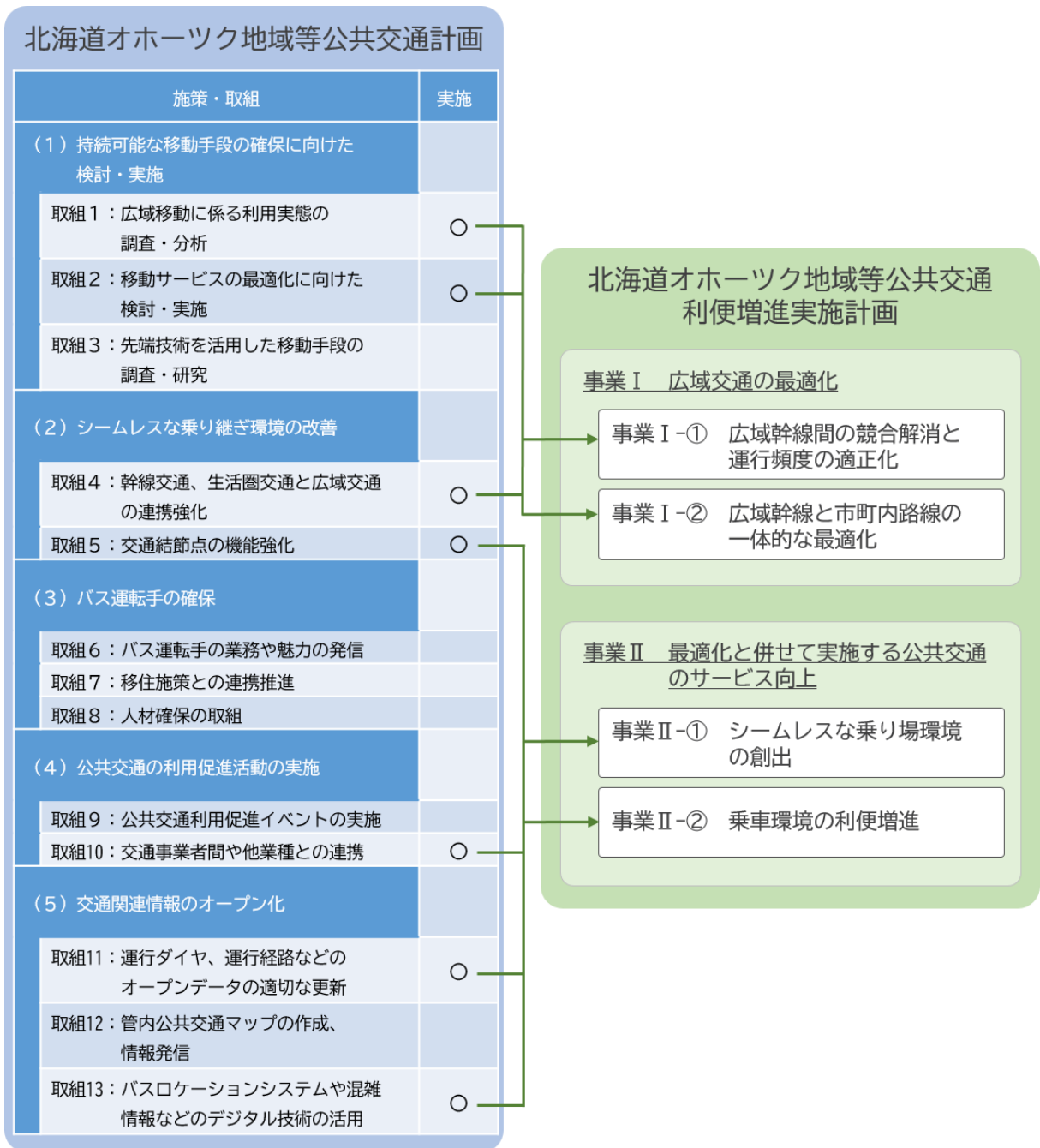


図 3-2 北海道オホーツク地域等公共交通計画における取組と利便増進事業の関連性

2 利便増進事業の内容

(1) 広域交通のリ・デザイン

事業Ⅰ：広域交通の最適化

遠軽町から湧別町間においては、湧別線、紋別線、遠軽線でのバス路線間の競合がみられるとともに、遠軽町から紋別市間においては、紋別線と遠軽線での競合がみられます。加えて、紋別線と遠軽線については、それぞれ北海道北見バスと北紋バスの2社が運行している系統であり、会社間での競合もある状況です。

これらについて、競合を解消するとともに運行頻度の見直しを行うことで、公共交通ネットワークの最適化を図り、運転手不足などによる運行継続が難しい経営状況の改善に資する運行の効率化を図るとともに、持続可能な公共交通ネットワークを確保します。

事業Ⅰ：広域交通の最適化

- ▶ 事業Ⅰ-①：広域幹線間の競合解消と運行頻度の適正化
- ▶ 事業Ⅰ-②：広域幹線と市町内路線の一体的な最適化

事業Ⅰ-① 広域幹線間の競合解消と運行頻度の適正化

遠軽町から湧別町間、湧別町から紋別市間における利用実態を踏まえ、湧別町を新たな交通結節点と位置づけ、交通結節点を活用した競合解消と運行頻度の適正化を令和7年10月より実施します。

北海道オホーツク地域等公共計画策定時の乗降調査の結果に基づく各系統における利用状況について、特に通勤、通学、通院利用の多い朝・夕といった利用ピークの生活交通としての移動ニーズを確保しつつ、鉄道との乗継ぎなどの観光利用といった路線の特徴やニーズも踏まえ、必要な競合解消と運行頻度の適正化を図ります。

競合解消の考え方

- ・通勤、通学、通院といった生活交通としての移動手段を確保します
- ・2社間での競合を区域解消し、利用の集約化と運行の効率化を図ります
- ・経路変更やダイヤ調整により競合解消し、利便増進を図ります

運行頻度の適正化の考え方

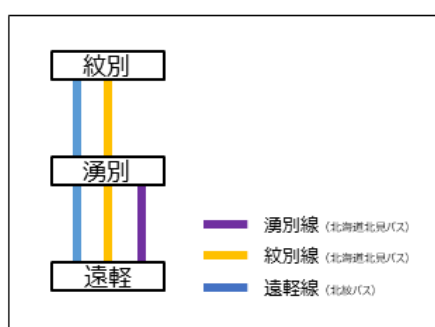
- ・通勤、通学、通院といった生活交通としての移動が可能な運行頻度を確保します
- ・移動ニーズを踏まえながら広域的な移動に利用されている運行を確保します
- ・運転手不足といったバス会社の厳しい経営状況等を踏まえ、国や道からの運行費支援が得られる形での持続可能な運行体系を確保します

<遠軽町・湧別町・紋別市方面>

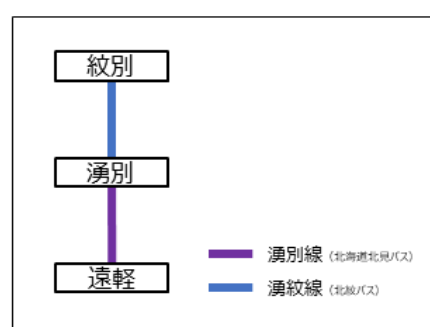
○ 湧別線、紋別線及び遠軽線

- ▶ 2社間で競合している遠軽線と紋別線のうち、紋別線を廃止するとともに、湧別線の運行頻度とダイヤを調整することで、バス間の競合解消と運行頻度の適正化を令和7年10月より実施します
- ▶ 遠軽線を湧別町から紋別市間での運行とすることで、遠軽線と湧別線の競合解消を令和7年10月より実施します
- ▶ 中湧別バスターミナルを、遠軽町から湧別町間と湧別町から紋別市間の利用を結ぶ新たな交通結節点とすることで、2重で必要となっていた人員の削減など運行の効率化を令和7年10月より実施します

◆ 最適化前の運行路線（令和7年9月時点）



◆ 最適化後の運行路線（令和7年10月以降）



◆ 最適化による運行頻度の変化

最適化前		最適化後		増減	最適化の内容
対象系統	便数	対象系統	便数		
湧別線	23	湧別線	34	11	競合ダイヤを見直し 湧別線と湧紋線に再編
紋別線	8	-	0	-8	
遠軽線	8	湧紋線	16	8	

図 3-3 遠軽町・湧別町・紋別市エリアにおける最適化による変化

事業 I -② 広域幹線と市町内路線の一体的な最適化

広域幹線間の最適化とともに、関係市町内路線とも連携した最適化を図ることで、持続可能な公共交通ネットワークを確保します。

○ バスターミナル等での広域幹線と市町内路線との接続

- ▶ 新たに交通結節点となる湧別町の中湧別バスターミナルなどにおいて、最適化後の湧別線や湧紋線と市町内路線との接続ダイヤの調整を図り、乗継ぎを可能とすることで令和7年10月より一体的な最適化を実施します

(2) 広域交通のサービスの向上

事業Ⅱ：最適化と併せて実施する公共交通のサービス向上

事業Ⅰによる最適化において、湧別線、紋別線及び遠軽線における2社間の垣根を越えた一体的な再編等を取組として位置づけました。こうした最適化に際しては、単なる利用状況に応じた便数の適正化や路線の統合のみならず、さらなる利便性の向上に向けた経路変更や、それに伴う新たな交通結節点の活用など、利用者にとってより利用しやすい公共交通ネットワークの確保を併せて実施することが望まれます。こうしたサービス向上の取組を併せて実施することにより、地域住民はもとより観光利用やビジネス利用等の新たな利用を促進・創出することで、利用者とともに支える持続可能な公共交通ネットワークを確保します。

事業Ⅱ：最適化と併せて実施する公共交通のサービス向上

- ▶ 事業Ⅱ-①：シームレスな乗り場環境の創出
- ▶ 事業Ⅱ-②：乗車環境の利便増進

事業Ⅱ-① シームレスな乗り場環境の創出

広域幹線間や関係市町内路線との最適化と併せて、利便性をさらに高める経路変更等を行うことで、シームレスな乗り場環境の創出を図ります。

- 通学便の一部について遠軽高校や紋別高校への経路化を令和7年10月より実施します

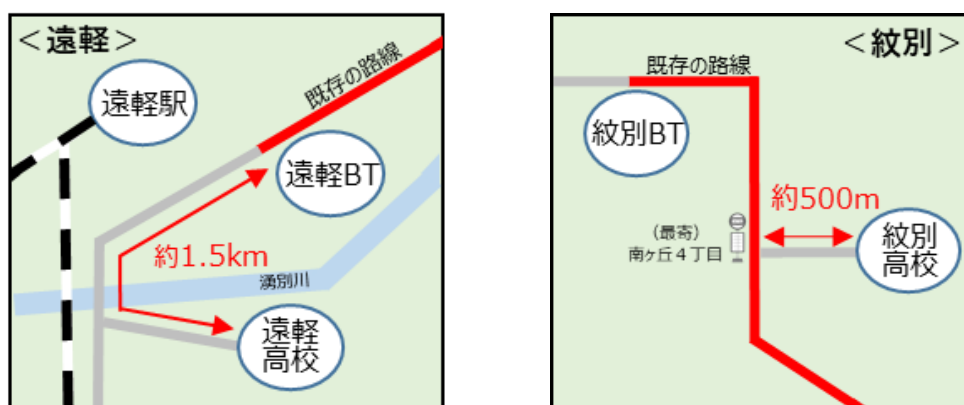


図 3-4 経路変更による利便性向上

事業Ⅱ-② 乗車環境の利便増進

2社間での運行区域の分担や経路変更等による交通結節点の活用等のシームレスな乗り場環境の創出と併せて、乗降車における利用環境や速達性、バスとバス、バスと鉄道などといった交通モード間の乗継ぎ環境の向上による利便増進を図ります。

- バスロケーションシステムの活用等による利用環境の充実
 - ▶ バスロケーションシステムの導入・活用やバスターミナルでのデジタルサイネージによる運行状況等の情報発信を行うことで、交通結節点における乗継ぎ時などシームレスな利用環境の充実を令和7年10月より実施します
- ICカードシステムの活用等による乗継ぎ環境等の向上
 - ▶ 共通定期や通し運賃の運用を令和7年10月より実施します。また、ICカードの活用によるシームレスな利用環境の構築を令和10年9月までに実施するなど、利用者目線でのサービス向上を図ります
- バス停の見直しによるバスの速達性向上
 - ▶ 湧別町内のバス停など、極めて利用の少ないバス停の見直しを行うことで速達性の向上を令和7年10月より実施します

3 その他の取組の内容

<さらなる最適化の検討及び実施>

広域幹線間はもとより、広域幹線と市町内路線間における最適化の必要性や実施については、社会情勢の変化を踏まえながら、利用状況の継続的な把握を行い、各市町における地域公共交通の確保に向けた協議状況に応じて、ワーキンググループにおいて継続的に協議・検討を行います。なお、さらなる最適化の実施については、関係者間での協議状況に応じて、順次実施していきます。

表 3 関係市町における地域公共交通の確保に向けた取組

市町	主な内容
紋別市	紋別市地域公共交通計画に基づき、持続可能な地域公共交通の形成に資するため、まちづくりや福祉、教育、観光などと連携した面的な公共交通の再構築を目指すこととしています。
遠軽町・湧別町	遠軽地区地域公共交通計画に基づき、遠軽町・湧別町・佐呂間町の3町が連携し、限られた交通資源をより効率的に活用し地域住民や来訪者にとって利便性の高い地域公共交通網を維持・確保することとしています。

<さらなるシームレスな乗り場環境の創出>

乗継ぎサービスの改善など、さらなるシームレスな乗り場環境の創出の必要性や実施については、各市町における地域公共交通の確保に向けた協議状況に応じて、エリア別検討会において継続的に協議・検討を行います。

4 事業の実施主体と予定期間

北海道オホーツク地域等公共交通計画及び本計画に位置づけた利便増進事業は、令和7年10月から行うこととし、運行状況やワーキンググループでの検討状況を踏まえながら、順次、オホーツク地域等全体での最適化の取組を進めます。

施策事業	主な内容	実施主体	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業Ⅰ：広域交通の最適化							
事業Ⅰ-①： 広域幹線間の競合解消と運行頻度の適正化	競合解消	交通事業者・市町					
	運行頻度の適正化	交通事業者・市町					
事業Ⅰ-② 広域幹線と市町内路線の一体的な最適化	市町内路線との一体的な最適化	交通事業者・市町					
事業Ⅱ：最適化と併せて実施する公共交通のサービス向上							
事業Ⅱ-① シームレスな乗り場環境の創出	交通結節点の強化・改善	交通事業者・市町					
事業Ⅱ-② 乗車環境の利便増進	車内環境充実・速達化・接続改善 ^{など}	交通事業者・市町					
その他の取組							
さらなる最適化の検討及び実施	継続検討・実施	ワーキンググループ					
さらなるシームレスな乗り場環境の創出	乗継ぎサービスの検討及び実施 ^{など}	ワーキンググループ					

：実施予定 ：検討状況により見直しや実施の可能性がある期間

第4章 事業の効果



第4章 事業の効果

利便増進事業の実施により、以下に示す効果の発現が期待されます。

項目	事業の効果	地域公共交通計画における目標
I 広域交通の最適化		
I-①：広域幹線間の競合解消と運行頻度の適正化 I-②：広域幹線と市町内路線の一体的な最適化		
I-① I-②	<p>■運行効率性の向上による公共交通サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 競合解消と運行頻度の適正化とともに、広域路線と市町内路線との連携が図られる 二重に必要となっていた車両や人材、管理費用などが削減される（運転手実労働時間：▲9.9時間/日(平日)、▲7.3時間/日(休日)） 公共交通サービスの持続可能性が向上し、地域内の移動手段が確保される <p>○平均乗車密度（路線バス）</p> <p>【現況】R6年度：3.1 ⇒ R10年度：3.1（2.9） ※（）内の数値は事業を実施しなかった場合の推計 ※数値は対象系統の乗車密度の平均値</p> <p>○公共交通事業の収支率</p> <p>【現況】R6年度：34.5% ⇒ R10年度：39.6%（32.7%） ※（）内の数値は事業を実施しなかった場合の推計 ※数値は対象系統の経常費用及び経常収益見込みの合算値から推計した収支率</p>	○人・地域を支える持続的な公共交通ネットワークの構築
II 最適化と併せて実施する公共交通のサービス向上		
II-①：シームレスな乗り場環境の創出 II-②：乗車環境の利便増進		
II-① II-②	<p>■アクセス性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅におけるバスと鉄道の接続性、バスターミナルにおけるバスとバスの接続性が向上し、利用環境の改善による利用促進が期待できる <p>■車内環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> より良いサービスの導入により、利用促進が期待できる <p>■待ち時間の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> バスロケーションシステム活用により利用促進が期待できる 	○事業者等の連携による移動手段の円滑化と公共交通の利用促進

第5章 地方公共団体による支援の内容



第5章 地方公共団体による支援の内容

対象エリアにおける最適化等に向けて、関係者の連携により以下のような支援を実施します。

○地域公共交通の確保に対する支援・負担

国の地域公共交通確保維持改善事業等の支援制度を活用しながら、国、北海道、市町、交通事業者や住民による適切な連携・負担のもと、広域交通の確保にあたります。

○利便増進事業に関する地域説明

地域公共交通の最適化にあたり、運行の変更に関する周知や利用促進を図るため、市町と交通事業者が連携して地域住民に対する説明にあたります。

○利用実態や需要規模に応じた最適化やサービス向上の不断の検討・実施

社会情勢の変化を踏まえながら、利用状況の継続的な把握を行い、さらなる最適化やサービス向上の必要性や実施について、ワーキンググループにおいて継続的に協議・検討を行います。

関係者間での協議状況に応じて、国をはじめとする様々な支援制度を活用しながら、取組を推進していきます。

第6章 事業実施に必要な資金の額と調達方法



第6章 事業実施に必要な資金の額と調達方法

利便増進に関わる事業は、各関係者で適切な役割分担を図り、必要な資金を確保し実施します。

施策事業				実施年度
事業Ⅰ-①：広域幹線間の競合解消と運行頻度の適正化 事業Ⅰ-②：広域幹線と市町内路線の一体的な最適化 事業Ⅱ-①：シームレスな乗り場環境の創出				令和7年度～
期間	事業費※ (赤字額※)	調達方法		備考
		調達主体・補助金等	金額※	
R7.10 ～R8.9	127,399千円 (71,626千円)	北海道北見バス(株)	32,830千円	国及び道からの地域 間幹線システムに対する 補助金について利便 増進特例を活用 (R8年度計画)
		北紋バス(株)	22,943千円	
		地域公共交通確保維持改善事業費補助金	57,329千円	
		関係市町	14,297千円	
R8.10 ～R9.9	132,370千円 (79,639千円)	北海道北見バス(株)	29,998千円	国及び道からの地域 間幹線システムに対する 補助金について利便 増進特例を活用 (R9年度計画)
		北紋バス(株)	22,733千円	
		地域公共交通確保維持改善事業費補助金	59,566千円	
		関係市町	20,073千円	
R9.10 ～R10.9	137,051千円 (82,760千円)	北海道北見バス(株)	38,197千円	国及び道からの地域 間幹線システムに対する 補助金について利便 増進特例を活用 (R10年度計画)
		北紋バス(株)	16,093千円	
		地域公共交通確保維持改善事業費補助金	61,673千円	
		関係市町	21,087千円	
事業Ⅱ-②：乗車環境の利便増進				令和7年度～
事業費※	調達方法		備考	
	調達主体・補助金等	金額※		
31,242千円	地域公共交通確保維持改善事業費補助金等	31,242千円	官民共創により ICカード導入等と いった利便増進の取 組を実施	

※事業費及び赤字額は見込額であり、記載のとおり調達とならない場合がある

資料編



資料編

(1) 計画策定の主な経緯

年度	日程	内容
令和5年度	3月	北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会 ○北海道オホーツク地域等公共交通計画を策定
令和6年度	10月 ～3月	北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会 遠軽町・湧別町・紋別市エリアワーキンググループ ○最適化及び支援・負担の内容を協議・検討 ○地域公共交通利便増進実施計画（案）を整理
令和7年度	8月	北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会 ○北海道オホーツク地域等公共交通利便増進実施計画 「遠軽町・湧別町・紋別市方面」を策定

(2) 遠軽町・湧別町・紋別市エリアワーキンググループ構成員

分類	組織等
交通事業者	北海道北見バス株式会社
	北紋バス株式会社
行政機関	紋別市
	遠軽町
	湧別町
	北海道
	国土交通省北海道運輸局